

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年8月14日

【会社名】 株式会社A N A P

【英訳名】 A N A P I N C .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 家高 利康

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区神宮前一丁目16番11号
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。)

【電話番号】 -

【事務連絡者氏名】 -

【最寄りの連絡場所】 東京都港区南青山四丁目20番19号

【電話番号】 (03)5772 - 2717

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画部長 豊田 陽介

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】 その他の者に対する割当 59,436,300円
(注) 本募集金額は1億円未満ではありますが、企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第5項第2号の金額通算規定により、本届出を行うものであります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	102,300株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1 2020年8月14日開催の取締役会決議によります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(2005年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の普通株式の自己株式処分により行うものとし(以下「本自己株式処分」といいます。)、新株発行を伴いません。また本有価証券届出書の対象とした本自己株式処分は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込みまたは買付けの申込み勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	102,300株	59,436,300円	
一般募集			
計(総発行株式)	102,300株	59,436,300円	

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 金銭以外の財産を出資の目的としており、発行価額の総額と同額(59,436,300円)をその価額とする株式会社ASメディカルサポート(以下「ASメディカルサポート」本社:福岡県福岡市西区豊浜二丁目1番1号 代表取締役:荒尾慎太郎)の普通株式(66株、1株当たりの株価900,550円、総額59,436,300円)が当該財産となります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
581		100株	2020年8月31日		2020年8月31日

- (注) 1 全株式を第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 申込の方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに当社と割当予定先との間で当社株式の株式総数引受契約を締結し、払込期日に現物出資の目的となるASメディカルサポートの普通株式を割当予定先から譲り受ける予定です。
- 4 払込期日までに割当先との間で株式総数引受契約を締結しない場合は、本自己株式処分に係る割当は行われなないこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ANAP 総務部	東京都港区南青山四丁目20番19号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
-	-

(注) 上記(1)「募集の方法」(注)3に記載のとおり、本自己株式処分は、金銭以外の財産を出資の目的とする現物出資による方法によるため、該当事項はありません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)(注)1	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)(注)1
-	814,500	-

(注) 1 本自己株式処分は、ASメディカルサポートの普通株式を対価とする現物出資によるものであり、現金による払込みはないため、該当事項はありません。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書等の書類作成費用、弁護士費用等であります。

(2) 【手取金の使途】

本自己株式処分は、ASメディカルサポートの普通株式を対価とする現物出資によるものであり、現金による払込みはないため、該当事項はありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社ASメディカルサポート	
	本店の所在地	福岡県福岡市西区豊浜二丁目1番1号	
	設立年月日	2017年1月23日	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 荒尾慎太郎	
	資本金	9百万円	
	事業内容	再生医療コンサルティング・培養加工施設運営・再生医療専門動物病院運営・再生医療関連商品開発	
	主たる出資者及びその出資比率	荒尾慎太郎 16.6% 寺崎兼司 10.0% 富士展寛 10.0% 香月鷹昇 10.0% 大山ナミ 10.0% 長尾公子 10.0%	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありませんが、当該会社取締役 富士展寛氏は当社子会社の株式会社 ANAP ラボの取締役を務めております。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

(注) 2020年8月14日現在の状況を記載しております。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、「仕事は楽しく」「現場主義」を基本理念に掲げております。ファッションが大好きな当社の社員が、当社商品を着こなし、自分たちの思いのままのファッションを表現できる、また風通しのよい環境をつくりながら、お客様にも「楽しいショッピング」をしていただけるSHOP作りを事業の基本としております。このように、自社ショッピングサイト等でのインターネット販売事業に加えて、ショッピングモールを中心とした店舗販売事業、及び卸売販売事業を行っております。

また当社子会社である株式会社ANAPラボはファッションで培ったノウハウを生かし、人工知能の各種技術を応用したシステムの開発及び販売、EC総合コンサルティング事業、システム開発事業等を展開しており、AI技術を駆使してECにおけるいわゆる「ささげ業務」(採寸・撮影・原稿)や商品配分業務(ディストリビューション)の効率化を行うなど、デジタルとオフラインを融合させる施策を推進して事業拡大をすすめてまいりました。

しかし2020年に入り新型コロナウイルスの感染拡大の影響により社会、生活が一変し、4月には政府より全国に緊急事態宣言が発出される事態に至りました。当社が属するカジュアルファッション業界におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大以前から、人手不足や物流費の高騰、12月以降の記録的な暖冬の影響もあり、厳しい経営環境が継続しておりました。当社も例外ではない状況で、そこに新型コロナウイルス感染拡大の影響がまず生産や物流機能におよび、さらに緊急事態宣言の発出により店舗の営業を休業する状況となり、かつて経験したことのない厳しい経営環境となりました。経営成績としましては、直近の第三四半期連結累計期間の業績が、売上高4,098百万円(前年同四半期比8.8%減)、営業損失337百万円(前年同四半期は営業利益47百万円)、経常損失は308百万円(前年同四半期は経常利益48百万円)、親会社株主に帰属する四半期純損失425百万円(前年同四半期は親会社株主に帰属する四半期純利益28百万円)となっております。財政状態としましては、同第三四半期連結会計期間末において、前連結会計年度末と比べ、流動資産の項目で商品及び製品が108百万円増加する一方、現金及び預金は134百万円減少、流動負債の項目で短期借入金金が350百万円増加、純資産については439百万円減少しております。キャッシュ・フローの状況については、同第二四半期連結累計期間で、営業活動の結果支出した資金が67百万円、投資活動の結果支出した資金が85百万円、財務活動の結果得られた資金が31百万円となっております。

以上の状況もありながら、以前から当社は既存事業であるファッションアパレル分野に縛られることなく、別の

分野での子会社ANAPラボが展開するAI技術の活用範囲の拡大を模索しており、当社グループの今後の成長戦略の柱としたいと考えております。

足元でも第2波への懸念が高まる中、当社グループといたしましては、収益力の向上とそれを支える強固な経営基盤の確立のため、主力事業の成長と新たな事業分野の確立を経営の課題と認識し取組みを進めているところであります。

今回の提携先であるASメディカルサポートとは2019年11月、バンローリング株式会社(住所：東京都新宿区西新宿7丁目9番18号 第三雨宮ビル6階、代表者：代表取締役 後藤 康德。)主催の会合にて当社代表がASメディカルサポート代表と出会い、後日当社に連絡がありました。ASメディカルサポートは「再生医療を安全に」「再生医療を現実に」というミッションを掲げ、再生医療を導入するクリニックの提供計画から申請支援、アフターサポートまでを提供する再生医療コンサルティング事業を主力事業としております。また自己脂肪由来幹細胞治療と呼ばれる最先端医療技術を用いたバンキング事業も展開しており、AI等のテクノロジーの力を生かし、この分野での事業拡大を模索している状況にありました。両者の強みを生かし、自己脂肪由来幹細胞のバンキング事業の最適化をすすめるため、株式会社ANAPラボ、ASメディカルサポート間で2020年6月30日に業務提携契約を締結致し、2020年7月2日に適時開示致しました「当社子会社における大型受注に関するお知らせ」に記載のとおり、提携業務における主目的である幹細胞バンキング事業のうち、ANAPラボが担当するAIによる幹細胞バンキング施設内のシステム開発全般の受注をいたしました。より多くの患者様が自己脂肪由来幹細胞を用いた治療を受けられる環境構築に貢献していき、両者ともに収益拡大につながると考えております。

この業務提携に続き、今後の事業展開を考慮してさらに両社の協業により成果を上げていき、両者の共創体制をより一層確固たるものとするため、それぞれが第三者割当による自己株式の処分を行い、相互に相手先の企業価値を高めるインセンティブを持つことが大切と考え、資本提携を行うことでも合意いたしました。ASメディカルサポートは、当社が実施する第三者割当による自己株式の処分により、当社の普通株式102,300株(本自己株式処分による発行済株式総数に対するASメディカルサポートの所有割合は2.1%)を取得し、当社はASメディカルサポートが実施する第三者割当による自己株式の処分により、ASメディカルサポートの普通株式66株(ASメディカルサポートの自己株式処分による発行済株式総数に対する当社の所有割合は7.3%)を取得します。

今後は上記業務提携及び資本提携のもと、両者は相互協力を加速・発展させ、それらの成果として両者の企業価値の増大をめざしてまいります。また、2020年6月26日株式会社ANAPラボは幹細胞に知見のあるASメディカルサポート取締役の富士展寛氏を社外取締役に選任いたしました。

d. 割当てようとする株式の数

102,300株

e. 株券等の保有方針

当社は、割当予定先であるASメディカルサポートが、本自己株式処分により取得する当社株式を中長期的に保有する意向であることを確認しております。

なお、当社は、割当予定先であるASメディカルサポートから、払込期日から2年以内に本自己株式処分により割当する当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由等の内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

f. 払込みに要する資金等の状況

本自己株式処分は、金銭以外の財産であるASメディカルサポートの普通株式66株(ASメディカルサポートの自己株式処分による発行済株式総数に対する当社の所有割合は7.3%)を出資の目的とする現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。

ASメディカルサポートと当社子会社である株式会社ANAPラボとは2020年6月30日付にて業務提携契約を締結しております。その後、両社の共創体制を一層確固たるものとするべく、当社とASメディカルサポートにおける資本提携を検討することとなりました。

当社として自己株式での出資を打診したところ、ASメディカルサポートも自己株式で応じたいとの応諾があり、出資額の検討に入りました。当社側は保有する自己株式のうち10万株程度の出資を打診したところ、ASメディカル

サポートは出資比率議決権の約10%である66株で検討できないかとの返答がありました。

そのため、当社の想定する10万株程度とASメディカルサポートの66株について、交換比率の妥当性を第三者機関である株式会社エイゾン・パートナーズ(住所：東京都港区元赤坂1丁目4番21号 赤坂パレスビル4階、代表者：代表パートナー 川崎晴一郎。以下「エイゾン社」といいます。)に依頼したところ、1株当たりの株式価値算定レンジとして、763,621円～933,315円との株式価値試算結果報告書を受領し、両者が想定する交換比率は算定された価格レンジ内であり、適正と判断しました。

算定されたレンジ内での交換比率を整数に統一するため、当社株式102,300株に対し、ASメディカルサポート株式66株の交換比率で双方合意することになりました。

ASメディカルサポートの普通株式の価値算定の詳細は、以下のとおりとなります。

エイゾン社はASメディカルサポートの株式価値については、ASメディカルサポートが非上場会社であり市場株価が存在しないこと並びに事業の将来性及び将来の事業活動の状況を適切に反映させることを考慮して、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下、「DCF法」といいます。)を用いて算定を行いました。

DCF法においては、ASメディカルサポートの将来事業計画及び直近までの業績の動向等の諸要素を勘案し、将来事業計画における営業利益を基礎としたASメディカルサポートが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて算定を行いました。なお、算定の前提とした財務予測は、ASメディカルサポートから提出された、同社単独での事業展開を想定した場合の2020年12月期から2023年12月期までの将来事業計画を基礎としており、2024年12月期以降につきましては、2023年12月期の業績（売上高1,180百万円、営業利益411百万円、当期純利益267百万円）が続くことを前提として算定を行っております。

その前提となる考えは次の説明により妥当と考えております。

経済産業省発表の資料「法施行を踏まえた再生医療の産業化に向けた取組(2015年8月経済産業省生物化学産業課)」によると2012年には90億円であった再生医療の国内市場規模が2030年には1.0兆円、2050年には2.5兆円と急速に拡大することが予想されており、第41回再生医療等評価部会(2019年8月29日開催)の資料「再生医療等安全性確保法の施行後5年を目処とした検討について」によると2015年10月には62件であった再生医療等提供計画数も2019年4月には3,694件と大幅に増加しております。

ASメディカルサポートは自社で幹細胞の培養施設及びバンキング施設を保有しており、また、提供計画書の作成サポートを行い厚生労働省より受理された医療機関が40クリニックを超える実績をもち、複数の治療許可クリニックとも提携しております。

ASメディカルサポートが行うバンキング事業は、単なる幹細胞の培養から治療に繋げるものではなく、幹細胞をバンキング施設で一旦冷凍保存した後に培養から治療に繋げる新技術を駆使した治療方法を確立しており、緊急時においてその効果がより発揮されることを期待できる治療方法であるため、市場規模の拡大とともに今後はその治療方法が拡大し、同社の受注検体数も大きく増加するものと当社は判断しております。

また、ASメディカルサポートが行うバンキング事業は、提供計画書の作成サポートから幹細胞の培養及びバンキングまで一貫した事業として成立しており、一貫してその事業を行える競合他社はおらず、よってバンキング事業における培養・施設利用料等は独自で料金設定できるものであるため利益率は必然的に高くなると考えております。

ASメディカルサポートは非上場企業ではございますが、第三者である公認会計士(池内公認会計士事務所・税理士事務所 公認会計士/税理士 池内孝行)の指導を受け、当該将来事業計画の策定を行っており、当社と本資本提携を行うにあたり、当該公認会計士を含めた協議を重ねて検討してまいりました。またエイゾン社の株式価値算定を行うにあたり、必要な残高確認やエビデンスは入手しており、当社としましてはASメディカルサポートの財産又は資産の状況については問題がないと判断しております。

以上により当社は、エイゾン社によるASメディカルサポートの株式価値の算定結果を参考に、ASメディカルサポートの株式価値について、財務又は資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、かつ割当予定先と慎重に協議を重ねた結果、ASメディカルサポートの普通株式1株あたりの価値について900,550円が妥当であるとの判断をしました。

(ASメディカルサポートの直近3期間の業績)

決算期	2017年12月期	2018年12月期	2019年12月期
純資産	34百万円	102百万円	37百万円
総資産	61百万円	124百万円	268百万円
売上高	113百万円	132百万円	301百万円

営業利益	18百万円	18百万円	29百万円
経常利益	20百万円	14百万円	24百万円
当期純利益	14百万円	12百万円	5百万円

なお、現物出資の対象となる財産の価額については、会社法の規定により原則として検査役による調査が義務付けられていますが(会社法第207条第1項)、かかる検査役による調査の例外の一つとして、現物出資財産を給付する募集株式の引受人に割り当てる株式の総数が発行済株式総数の10分の1を超えない場合には、当該募集株式の引受人が給付する現物出資財産の価額については検査役による調査は不要とされており(同条第9項第1号)。本自己株式処分において割当予定先に対して割り当てる株式の総数は102,300株であり、2020年2月29日現在の当社の発行済株式総数の10分の1を超えないことから、当該検査役による調査は不要となります。

g. 割当予定先の実態

当社は、ASメディカルサポート及びその全役員並びに株主（以下、「割当予定先等」という。）が反社会的勢力等の影響を受けているか否かについて、登記簿謄本、株主名簿に基づき当社が日経テレコンにて調査を行った結果、反社会的勢力との関係は有してはいないことを確認しております。また、第三者調査機関である株式会社TMR（東京都千代田区神田錦町三丁目15号 代表取締役社長 高橋 新治）に調査を依頼し、現時点において割当予定先等が反社会的勢力等との関係が一切ない旨の調査報告書を受領しております。以上により、同社及びその役員等または主要株主が反社会勢力とは一切関係がないものと判断しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価額の算定根拠

処分価額につきましては、本自己株式処分に係る発行決議日の直前営業日（2020年8月13日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値である581円としました。本自己株式処分に係る発行決議日の直前営業日の終値を基準としたのは、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にて、第三者割当により株式の発行（自己株式の処分を含む。以下同じ。）を行う場合の払込金額は、原則として株式の発行に係る発行決議日の直前営業日の終値が、当社の企業価値を適切に表すものであり、当社株式の現時点における公正な価格を算定するにあたって基礎とすべき価格として合理性があると判断したためであります。

なお、この価格は東京証券取引所における当社株式の過去1ヶ月間の終値平均である588円（円未満切捨）からの乖離率1.20%、過去3ヶ月間の終値平均である604円（円未満切捨）からの乖離率3.96%及び過去6ヶ月間の終値平均である462円（円未満切捨）からの乖離率20.48%となっております。（乖離率はいずれも小数点以下第3位を四捨五入）。上記を勘案した結果、本自己株式の処分に係る処分価額は、特に有利なものとは言えず、合理的なものと判断しております。

また、本自己株式処分に係る取締役会に出席した当社監査役3名（うち社外監査役2名）全員より、当該処分価額の算定根拠には合理性があり、かつ上記指針に準拠するものであることから、特に有利な発行には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分により、処分予定先に対して割当てる株式数は102,300株（議決権数1,023個）であり、2020年8月14日現在の当社の発行済株式総数4,796,000株の2.13%に相当し、2020年2月29日現在の議決権総数43,539個の2.35%に相当するため、一定の希薄化が生じます。

しかしながら、当社と致しましては、処分予定先が当社に資本参加することにより、当社と同社の業務提携がより効果的なものとなり、この結果、当社の企業価値及び株式価値の向上に寄与するものと考えため、本自己株式処分による処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議決権 数に対する所有 議決権数の割合 (%)
家高 利康	東京都世田谷区	934,000	21.45	934,000	20.96
中島 篤三	東京都世田谷区	877,400	20.15	877,400	19.69
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番地	165,400	3.80	165,400	3.71
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・ス タンレーMUFJ証券株式会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町一丁目9番7号)	164,673	3.78	164,673	3.69
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	136,115	3.13	136,115	3.05
井 康彦	福岡県福岡市中央区	130,500	3.00	130,500	2.93
株式会社AS メディカルサポート	福岡県福岡市西区豊浜2丁目1番1号			102,300	2.30
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町2丁目2番1号	100,000	2.30	100,000	2.24
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川1丁目14番1号	68,500	1.57	68,500	1.54
家高 祐輔	東京都世田谷区	50,000	1.15	50,000	1.12
中島 睦美	東京都世田谷区	40,700	0.93	40,700	0.91
計		2,667,288	61.26	2,769,588	62.15

(注) 1 割当前の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2020年2月29日現在における株主名簿に基づき記載しております。

2 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数にかかる議決権の数を2020年2月29日時点の総議決権数(43,539個)に本第三者割当により増加する議決権数(1,023個)を加えた数で除して算出した割合です。

3 所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第28期事業年度）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2020年8月7日）までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

2019年11月29日提出の臨時報告書

1 提出理由

2019年11月28日開催の当社第28回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2019年11月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき6円

総額25,743,966円

剰余金の配当が効力を生じる日

2019年11月29日

第2号議案 定款一部変更の件

事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条に事業目的の追加を行うものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	25,961	138	0	(注)1	可決 (97.91%)
第2号議案	25,804	366	0	(注)2	可決 (97.31%)

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

2020年4月14日提出の臨時報告書

1 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1．固定資産の減損損失について

(1) 当該事象の発生日

2020年2月29日

(2) 当該事象の内容

当社及び当社グループが保有する事業用資産において、業績悪化に伴い、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、固定資産の減損損失を特別損失に計上いたしました。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

2020年8月期第2四半期の個別決算及び連結決算において、次のとおり減損損失を計上いたしました。

（個別）特別損失 58百万円

（連結）特別損失 53百万円

2．繰延税金資産の取崩しについて

(1) 当該事象の発生日

2020年2月29日

(2) 当該事象の内容

2020年8月期の実績及び今後の業績見通しを総合的に勘案し、繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討を行った結果、繰延税金資産を取り崩し、法人税等調整額を計上いたしました。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象により、2020年8月期第2四半期において、次のとおり法人税等調整額を計上いたしました。

（個別）法人税等調整額 52百万円

（連結）法人税等調整額 52百万円

2 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第28期）及び四半期報告書（第29期第3四半期）（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2020年8月7日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（2020年8月7日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

3 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (4) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金について、本有価証券届出書提出日(2020年8月7日)までの間において以下のとおり増加しております。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年12月1日～ 2020年8月14日 (注)	36,000	4,796,000	6,893	400,082	6,893	330,082

(注) 新株予約権の行使により、発行済株式総数が36,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ6,893千円増加しております。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第28期)	自 2018年9月1日 至 2019年8月31日	2019年11月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第29期第3四半期)	自 2020年3月1日 至 2020年5月31日	2020年7月15日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)」A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年11月28日

株式会社A N A P
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石	井	宏	明
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹	田	裕
--------------------	-------	---	---	---

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社A N A Pの2018年9月1日から2019年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社A N A P及び連結子会社の2019年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社A N A Pの2019年8月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社A N A Pが2019年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年11月28日

株式会社A N A P
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石	井	宏	明
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹	田	裕
--------------------	-------	---	---	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社A N A Pの2018年9月1日から2019年8月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社A N A Pの2019年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年7月10日

株 式 会 社 A N A P
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下条 修司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹田 裕

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社A N A Pの2019年9月1日から2020年8月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(2020年3月1日から2020年5月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2019年9月1日から2020年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社A N A P及び連結子会社の2020年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。